

ショートステイ みず和の郷（ユニット型）

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人あいあい福祉会
(2) 法人所在地 福島県福島市松川町水原字神明山25-2
(3) 事業者名 特別養護老人ホームみず和の郷
(4) 電話番号 024-567-7700
(5) 代表者氏名 理事長 小熊 弘人
(6) 設立年月日 平成18年10月7日
(7) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護事業】

平成18年10月7日指定

介護事業所番号：0770102705 定員20名（介護予防を含む）

【介護予防短期入所生活介護事業】

平成19年8月1日指定

介護事業所番号：0770102705 定員20名（短期入所を含む）

【居宅介護支援事業】

令和3年3月1日指定

介護保険事業所番号0770105948

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設（ユニット型）
平成18年10月7日指定 福島県0770102697
- (2) 施設の目的 ショートステイユニットケア施設において、介護保険法及び関係法令に基づき、その専門性を生かし、契約者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅における生活と施設での生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて契約者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 ショートステイみず和の郷
- (4) 施設の所在地等 福島県福島市松川町水原字神明山25-2
- (5) 電話番号 電話024-567-7700
- (6) 施設管理者 施設長 小熊 弘人
- (7) 当施設の運営方針 ご利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。
- (8) 開設年月日 平成18年10月7日
- (9) 利用定員 20名（2ユニット：各ユニット定員10名、ほか特別養護老人ホーム7ユニット：各ユニット定員10名）

3. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。居室は全て個室になっております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	20室	冷暖房、洗面台、消灯台、吊り棚、テレビ・電話設置設備あり。
共同生活室(リビング)	2室	各ユニット
共同トイレ	6室	各ユニット

浴 室	2 室	個人浴槽（各ユニット）、特殊浴槽
医務室	1 室	
調理室	1 室	

○上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

○ご契約者及びご家族から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況（令和7年4月1日現在）

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職員の配置状況〉

施設管理職員	1 名 施設長 施設の維持管理・運営を一元的に行います。
生 活 相 談 員	1 名以上 社会福祉士等 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介 護 職 員	30 名以上 介護福祉士等 ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談助言等を行います。
看 護 職 員	3 名以上 看護師等 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	1 名 作業療法士等 看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同し、機能訓練を担当します。
介護支援専門員	1 名 介護支援専門員 ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
栄養管理職員	1 名以上 管理栄養士等 ご契約者の状態を把握し、状態にあった食事の献立を作成するとともに、医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者と共同して栄養管理を行います。
医 師	1 名（非常勤） ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
1. 管理者（施設長） 生 活 相 談 員 介護支援専門員 管 理 栄 養 士 機能訓練指導員	8：30 ～ 17：30
2. 介 護 職 員	早番勤務 6：30 ～ 15：30 日勤勤務1 8：00 ～ 17：00 日勤勤務2 10：00 ～ 19：00 遅番勤務 13：00 ～ 22：00 夜勤勤務 22：00 ～ 7：30
3. 看 護 職 員	早番勤務 7：30 ～ 16：30 日勤勤務 8：30 ～ 17：30

	遅出勤務 10:30 ~ 19:30
4. 医 師 (呼吸器科・外科・ 消化器科・泌尿器科・ 循環器科 他) (歯 科)	隔週水曜日 14:00 ~ 16:00 不 定 期

5. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入居されているご契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 所持品の持ち込みについて

契約時の書類をご確認下さい。記載してある物のみ持参して頂ければ結構です。ご本人がないと不安になってしまう物は持参下さい。

(2) 来訪（面会）

来訪は原則8:30～17:30です。時間外の面会ご希望の場合は事前に連絡頂ければ可能です。但し、感染症予防のため正面玄関にて手洗いの励行やマスクの着用、また感染症流行時には来訪制限等のご協力をお願いします。

※来訪の際は、受付窓口にあります来訪（面会）簿に、必ず記入してください。

(3) 外出

ご家族の付き添いがあれば、外出は自由です。

尚、外出をされる場合は、「外出届」によりお申し出下さい。

ご家族が施設に泊まることも可能です（家族宿泊室を設置しています）。宿泊を希望される方は事前にご連絡下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、6(2)①に定める「食事の提供に要する費用」は免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他のご契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙・飲酒

居室内での飲酒喫煙は禁じられております。喫煙は喫煙コーナー等指定された場所をお願いします。又、飲酒は他のご利用者に迷惑がかからない限りにおいて、個室及び共同生活室で可能とします。尚、個人での管理が困難な方に関してはサービス従事者が管理を代行します。

6. 当施設が提供するサービス

〈サービスの概要〉

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の1～3割を当施設にお支払いただきます。

（お持ちの介護保険負担割合証記載内容に応じ、負担割合が異なります。）

①食事の管理

- ・当事業所では栄養士等の立てる献立表により、ご契約者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理します。
- ・栄養士等は、他の職種の者と共同して、ご契約者の栄養管理を行います。
- ・ご契約者の自立支援のため、原則として離床してリビングで食事をとって頂きます。
食事時間 ※食事は時間内（提供開始から2時間）で柔軟に対応できます。
朝食7：00～9：00、昼食12：00～14：00、夕食18：00～20：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴する事ができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・排泄に関する消耗品(オムツやパット等)は介護保険サービスの中で提供いたします。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- ・ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。介護保険負担限度額認定を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）の負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

- ・この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（1日当たり）の負担となります。

③レクリエーション、クラブ活動

- ・ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。
費用は原則、施設が負担します。但し、個人の趣味で所有となる物品等は負担して頂きます。

④理髪

月に1回、理容師の出張による理髪サービスを利用いただけます。料金は別途お支払いとなります。

※理髪店の都合等により、理髪日は変更となることもあります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者もしくはご家族に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

(3) 利用料金

利用料金の負担額は以下のとおりとします。

①本料金・加算体制（2割負担の方は下記料金の2倍、3割負担の方は3倍の料金になります。）

区分	項 目	金 額
基 本	要介護1	ユニット型個室 704円/日
	要介護2	ユニット型個室 772円/日
	要介護3	ユニット型個室 847円/日
	要介護4	ユニット型個室 918円/日
	要介護5	ユニット型個室 987円/日
加 算	サービス提供体制加算Ⅱ	18円/日
	看護体制加算Ⅱ	8円/日
	機能訓練体制加算	12円/日
	夜勤職員配置加算Ⅱ	18円/日
	緊急短期入所受入加算(7日間)	90円/日
	送迎加算	184円/回
	療養食加算	8円/回
	若年性認知症受入加算	120円/日
	認知症緊急対応加算(7日間)	200円/日
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※月の総利用単位数の14%乗じた単位数を加算

※1. 当施設の送迎範囲は福島市、飯野町、二本松市となっています。送迎範囲を超える地域への送迎は別途費用がかかります。詳細の金額については次のとおりです。

送迎範囲を超える地点から30km未満	1,000円
送迎範囲を超える地点から30km以上60km未満	2,000円
送迎範囲を超える地点から60km以上	3,000円

※2. ご利用当日8:30以降にご利用中止の申し出があった場合キャンセル料金として1,000円頂きます。

②食費・居住費の費用

1) 介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用	1日当たり 1,600円/日
居住に要する費用	ユニット型個室 2,066円/日

※食費の内訳：朝食⇒480円、昼食（おやつ）⇒600円、夕食⇒520円

2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円/日
	第2段階認定者 600円/日
	第3段階－①認定者 1,000円/日
	第3段階－②認定者 1,300円/日
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 880円/日
	第2段階認定者 880円/日
	第3段階－①認定者 1,370円/日
	第3段階－②認定者 1,370円/日

③特別電気料金

製 品	仕 様	日額料金
テレビ	お持込・レンタルを問わず	50円
電気毛布	〃	50円

※上記以外の消費電力量が多い製品の使用に関しては、その都度ご相談させていただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記①、②の料金は、1ヶ月毎に計算し請求します。お支払い方法は、施設窓口でのお支払い、指定口座への振込、口座自動引落としの中から選択できます。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(5) 利用中の医療について

医療を必要とする場合は、原則的に主治医への通院となります。施設側での対応は緊急時のみとさせていただきます。家庭より継続して行う処置等に関しては施設の看護職員が対応します。必要な処置用品は持参となります。

7. サービスの利用方法（契約書第一章6条、第六章参照）

(1) サービスの利用申し込み

利用を希望される場合は居宅サービス計画を依頼している介護支援専門員と相談して下さい。介護支援専門員からの連絡でのみ予約を受付けます（予約は3ヶ月前から可能）。

(2) サービス利用契約の終了

①ご契約者の都合でサービス利用契約を終了する場合

- 1、ご契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ文章にて通知するものとします。
- 2、ご契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ・ご契約者が入院した場合
 - ・ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
 - ・事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく、契約に定めるサービスを実施しない場合。
 - ・事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
 - ・事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ・他のご利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な処置をとらない場合。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し予約は無効となります。

- ・ご契約者が介護福祉施設に入所した場合。
- ・ご契約者がお亡くなりになった場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けているご契約者の要介護認定区分が、非該当（要支援）と認定された場合。

※前項に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して再度契約が出来ます。

③その他

- ・ご契約者が、サービスの利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合。
- ・ご契約者やご家族等が当施設や当施設の従業員に対して、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

- ・ご契約者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他ご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ・ご契約者が他ご利用者の生活に精神衛生上、悪影響を与えた場合又は与える恐れがある場合。
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖・縮小する場合は、30日前までに文書で通知することによりサービス利用計画を終了させていただきます。尚、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ・当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

8. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、必要な措置を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又はご家族の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑥事業者及び施設職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等にする事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
※但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

9. 事故発生時の対応

サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかにご契約者のご家族や担当ケアマネージャー等に連絡して必要な措置を講じます。

サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によってご契約者に損害を与えた場合には、速やかにご契約者の損害を賠償します。

10. 緊急時の対応

サービス提供中にご契約者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにご家族や担当ケアマネージャーに連絡をし、救急搬送する等の必要な措置を講じます。

11. 非常災害対策について

消火設備その他の非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに、定期的な点検を行います。また、非常災害に対処する具体的な計画（消防計画、風水害、地震等）を作成し、避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 2. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時において、ご利用者に当施設のサービスを継続的に提供するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

1 3. 感染症の予防及びまん延防止

感染症が発生又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 感染症の発生又はまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はまん延防止のための研修及び訓練の実施

1 4. 虐待防止への対応

ご契約者の人権保護と虐待防止を図り、健全な支援を提供するために職員に対する研修、苦情処理体制の整備、その他虐待防止に必要な措置を行い、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに保険者（市町村）や担当ケアマネージャー等に通知します。

1 5. ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) ご利用者及びそのご家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ①職員に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
 - ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

1 6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 7. 第三者評価の実施について

福祉サービスに関する第三者評価の実施はありませんが、福島県第三者評価基準を使用して定期的に自己評価を行っております。

18. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当【8:30～17:30まで(月～金)】

当施設のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付致します。

生活相談員 室本 由里子

介護主任 齋藤 裕輔

苦情解決責任者 小熊 弘人(施設長)

第三者委員 迫 詔五 電話 024-548-7610

第三者委員 服部 ミサ子 電話 090-2795-5558

(2) その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

福島市役所 介護保険課 電話 024-525-6587

福島県国民健康保険団体連合会 電話 024-528-0040

福島県運営適正化委員会事務局 電話 024-523-2943

福島県 保健福祉部 電話 024-521-1111

この重要事項説明書は令和7年9月1日から施行するものとする。

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業利用にあたり、ご契約者に対して契約書および本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人あいあい福祉会
所在地 福島県福島市松川町水原字神明山25番地2
名称 ショートステイみず和の郷
施設長 小熊 弘人

説明者 室本 由里子

私は、契約書、本書面により、事業者から短期入所生活介護事業について重要事項の説明を受け承しました。

契約者
住所
氏名

身元引受人兼連帯保証人
(家族等氏名)
住所
氏名

代理人氏名
住所
氏名

(続柄)